

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成26年9月30日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 西 野 吾 一（千葉地方裁判所刑事第5部判事）

裁判官 鈴 木 敦 士（千葉地方裁判所刑事第5部判事）

裁判官 岡 井 麻奈美（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）

検察官 山 本 尚 子（千葉地方検察庁検事）

検察官 石 井 結 香（千葉地方検察庁検事）

弁護士 高 橋 修 一（千葉県弁護士会所属）

弁護士 野 中 篤（千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者 女

2 番 裁判員経験者 女

3 番 補充裁判員経験者 女

4 番 裁判員経験者 女

5 番 裁判員経験者 男

6 番 補充裁判員経験者 男

7 番 裁判員経験者 女

8 番 裁判員経験者 男

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

今回、司会を務めさせていただきます西野と申します。よろしくお願いいたします。

現在、刑事第5部で裁判長を務めています。平成24年4月から千葉で裁判長をしておりますが、裁判員裁判は、千葉に来て初めて担当しております。

今年4月で3年目になってはいますが、裁判員裁判は、三十数件ぐらい担当してきました。

他の裁判所でもそうなんですけれども、千葉地裁では、裁判員あるいは補充裁判員を経験された方々の意見や感想をお聞きするため、このような裁判員経験者の意見交換会というものを定期的にやっております。今回も、皆さんの御意見を伺って、今後の参考にできればと思っております。

これまで3回ほど意見交換会の司会を務めさせていただいてはいますが、その際の御意見というのは、非常に自分自身の執務の参考というか、裁判を担当していく上で大変参考になっております。今回出席された方は、皆さん、私が担当した事件以外の事件を担当されたということで、自分が経験していない分、より一層、自分の勉強になる部分もあるかなと思っております。是非積極的にかつ自由に発言していただければと思います。

今回は、殺人事件、傷害致死事件を担当された方々8人に来ていただいております。人が亡くなられたということ自体、重大な事件でありますので、量刑判断などを考える上で困難というか難しさを感じられた方もいらっしゃるかもしれませんし、亡くなられた方の御遺体の写真だとかを証拠としてどう調べるかということなども課題になっておりますので、そういったことで、裁判員裁判一般に関する問題もあるでしょうし、殺人事件、あるいは傷害致死事件ということで、特有の問題点もあるかと思いますが、何が特有かどうかというところを意識される必要はありませんので、御自分の経験されたところで率直な御意見を頂ければと思います。

私の前置きが余り長くなってもいけませんので、進めていきたいと思えます。まず、今日、同席させていただいております裁判官、検察官、弁護士の方々に、簡単に自己紹介をお願いしたいと思っております。

【鈴木裁判官】

刑事第5部の裁判官の鈴木です。よろしくお願ひいたします。

刑事5部では、右陪席と申して、裁判長、右陪席、左というような順番、経験の差でやっています、その中で右陪席をやっております。

私自身は、裁判官は10年ちょっとやっていますけれども、刑事事件も裁判員裁判も昨年の4月からということで、まだ1年半しか経験がございません。ただ、この1年半の間に経験を積んできて、徐々に慣れてきました。そう申しますと、だんだん自分なりにいろんな工夫できることがないかなということをお考えたいなというふうになってきました。

その上で、本日の裁判員経験者である皆さんのお話というのは、私自身にとっても非常に参考になるものと楽しみにしております。よろしくお願ひいたします。

【岡井裁判官】

刑事5部の裁判官で左陪席をしております岡井と申します。

私は、今年の1月に任官したばかりでして、裁判官になってから9か月ぐらいたったところです。

裁判員事件は、任官してから何件かやったんですけれども、まだ人が亡くなったような事件の裁判員裁判を担当したことがないものですから、本日、皆さんの御経験を聞かせていただいて、今後の参考にさせていただければと思えます。今日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【山本検察官】

千葉地方検察庁公判部の検事の山本と申します。

私は、経験と申しましては、検事になってからちょうど今頃で丸12年たっているという状況です。

検察官の立場としましては、裁判員の経験者の方の御意見を直接聞ける機会というのは、本当にこういった場しかないのです、今日は、皆様の率直な意見を伺って、今後の参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【石井検察官】

検察官の石井と申します。よろしくお願いします。

私は、途中で休んでいた期間がありますが、検察官になって6年目です。千葉に来てからは、人が亡くなった事件は担当したことはまだありませんが、他の裁判所では担当したことがあるという状況です。

検察官として、御遺体の写真ですとか、これくらい出しても平気ではないかということでも、一般の方が見た場合にどう思うかというのは、6年たつと、そこら辺の感覚が違ってきてしまうのかなと思うところもありますので、こういった機会にお話をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【高橋弁護士】

高橋修一と申します。よろしくお願いします。

弁護士になりまして33年くらいたちます。ずっと千葉県弁護士会松戸支部というところに所属しています。

今日も、大体1時間半ぐらい掛かりました。裁判員事件は、今9件目ぐらいのをやっていますが、裁判員の方も房総半島の先から来るとか、かなり心身ともにお疲れになるんじゃないかと思うんですけれども、私どもも、松戸から来て、また帰ってということになると、かなり大変なんです、松戸支部では裁判員裁判をやっていないということなので、やむを得ません。

弁護士会には、裁判員制度対策委員会といって、裁判員制度の良し悪しについて検証する委員会がありまして、私は、当初からそこに属しています。今日は、その立場から、弁護士会を代表する形で参加させていただきました。

弁護士ですので、差し障りのない範囲で、ちょっと具体的に伺いたいなということもありますので、もしよろしければ、質問にお答えいただければありがたいと思

っています。よろしく申し上げます。

【野中弁護士】

千葉県弁護士会所属の弁護士の野中と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、弁護士になってちょうど丸10年がたったところでございます。

裁判員裁判は、施行された当初から、結構早い時期から担当しておりまして、今、大体10件ぐらいの件数を経験してまいりました。その中に、今回の傷害致死、あるいは殺人といったところだと、それぞれ1件ずつぐらいになろうかと思ひます。事前に判決文も資料として読ませていただひていますが、弁護人として事件に関わる弁護士としては、やはり量刑ですね、このような量刑になるに至った経過、そういったところについて非常に関心がございます。弁護人の主張が、どういう点が受け入れられ、どういうところが受け入れられなかったのか、そういったところについて非常に関心がありますので、差し障りのない範囲でお聞かせいただければと思ひております。

【司会者】

法律家の出席者からの自己紹介が終わりましたので、これから、今日出席された裁判員経験者の方々から、自己紹介などを兼ねて、ごく簡単に全体的な感想や自己紹介を、お一人ずつお願ひしたいと思ひます。

どんな裁判員事件を担当されたのかということと、簡単で結構ですけれども、全体的に何か感想などがありましたら、おっしゃっていただければと思ひます。また、細かな点については、追って詳しく伺っていただければなと思ひております。

まず、自己紹介等をお願ひしたいと思ひますが、番号順で申し訳ないですけれども、1番さんから2番さんという順番でお願ひしたいと思ひます。

1番さん、お願ひします。

【1番】

私は、傷害致死事件を担当しました。争点は、量刑だったんですけれども、裁判の期間中は、主に被害者や加害者、また家族の心情を考えたりとか、自分なりに考

えを巡らせ、大変充実した期間でした。また、何があっても、暴力に訴えるのは良くないということを再認識する機会になり、こういう経験者が増えることによって犯罪の抑止に少しでもつながればというのが、裁判員を経験して非常に実感したことです。

【司会者】

ありがとうございました。

続いて2番さん、お願いします。

【2番】

私が担当したのは、ちょうど1年前ぐらいですけれども、殺人で、病気がある被告人の量刑が争点で、複雑にいろんなことが絡んできて、そこら辺が、自分の中でなかなか分からずで、医師の先生も証人としていろんなお話をいろんな面からされていたんですけれども、そこら辺もちょっと分かりづらかったりして、私にとっては、ちょっと難しい裁判でした。

でも、自分にとってすごくためになったというか、裁判員裁判をさせていただいてとても良かったと思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

3番さん、お願いします。

【3番】

最初、裁判所から通知が来た時は、普段ない通知なので、何にもしていないのにどうしたんだろうと思って大変びっくりしたんですが、結果としては、大変良い経験になりました。今後これを機会に、普段の生活と全く違う感じなんですけど、経験する方が増えていったらいいなと思います。

私が担当した事件は、傷害致死事件で、すごく偶発的なことで起きてしまったものでした。担当した裁判員は、男女の別、年齢がとてもきれいに分かれておりました。量刑で、犯人のこれからのことなど、いろいろ考えることができました。

【司会者】

また慣れてきたところで、いろいろ御発言いただければと思います。ありがとうございます。

4番さん、お願いします。

【4番】

担当したものは、傷害致死事件で量刑が争点でした。飲酒が絡んだことによる事件だったんですけれども、考え方とかが、皆さんと違っていたらどうしようというのがちょっとあったのですが、比較的皆さん同じような考え方の人たちだったので、量刑とかも近い考えでまとまっていたのが、すごく印象的でした。確かに、殺人事件の写真とかも出ましたけれども、想像していたよりは、そんなにすごい写真じゃなかったんで、比較的これだったら大丈夫なのかなというような印象がありました。

経験してからなんですけれども、ニュースとか新聞とかで裁判員裁判の記事とか、担当された方のコメントみたいなものが載ってまして、それを自分から無意識に読んでいて、こういう考え方の方もいるんだと改めて実感しました。

余り考えがまとまっていないので、すみませんけれども、以上です。

【司会者】

ありがとうございます。

5番さん、お願いします。

【5番】

私は、傷害致死事件を担当いたしました。

実際、やってみての感想なんですけれども、やっぱり裁判というのは、全然自分と関係ない事柄なんだなというふうに思って生きていまして、今回こういった形で携わることができたんですけれども、非常に単純に見識が広がったというのもありますし、貴重な経験だったなというふうに思っております。

終わってみて、4番さんにもありましたけれども、新聞の裁判員裁判の記事とかあったら、やっぱり目に留まるようになりまして、裁判員裁判についての本を買

って読んだりもしました。

今日は、ほかの裁判員の方がどういうふうに思っていたのかなとか、どういうふうに感じたのかなというのも非常に興味がありまして、この意見交換会に参加させていただきました。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

ありがとうございました。

6番さん、お願いします。

【6番】

殺人、銃刀法違反事件で、量刑が争点の裁判に参加させてもらいました。全体的な感想といたしましては、皆さんおっしゃられているとおり、参加して結果的には良かったと思います。

それが今後の自分の人生や生活にどう関わってくるかというのは、関わり合いのないことかもしれませんので、何とも言えないんですけども、経験としては、非常に重い経験をさせてもらったので、これはプラスになっているかと思います。

あと、もともと思っていたんですけども、裁判員制度のシステム自体は非常に好ましい、どんどん推進するべきと思っているんですが、その要所要所にまだまだ改善の余地といたしますか、改良の余地がどうもありそうじゃなかろうかと、そういうふうに感じています。

【司会者】

ありがとうございました。

7番さん、お願いします。

【7番】

傷害致死の量刑が争点になった事件を担当しました。

経験した感想は、最初は裁判員の皆さん、緊張気味だったんですけども、裁判官の方が、間の時間で緊張をほぐすような話や、事件の説明などを分かりやすくしてくださって、とてもありがたかったというのと、あと、私が担当した時は、検察

の方と弁護人の方で裁判中になさっていたことがちょっと対照的だったというか、そんな感じだったので、何か見ている結構印象が貴重だったなと思います。

終わった後は、他の方と同じで、裁判員事件に関する記事などがあるとちょっと気になるだけです。

【司会者】

ありがとうございます。

8番さん、お願いします。

【8番】

貴重な体験をさせていただいたということ、それと、先ほど話がありました、裁判に関する映写を見て、もっと生々しいものを欲しかったとっております。

【司会者】

映写というのは、遺体の写真だとかということですね。

【8番】

そうですね。検察官の説明が分かりやすくて、私は、その説明で理解したんですけども、他の裁判員裁判において、余りにも生々しくて非常に気持ち悪くなったとか、そういうことが、いろいろと報道されたんですけども、私の考えとしてみれば、人を裁いていく中においては、私たちは、その責任があるわけですので、そういうことはともかくとして、やっぱり選ばれた以上は、もう少しその辺は欲しかったなということと。

あと、きわどくなると思うんですけども、量刑の判断、これが一番の問題だったと思います。やっぱり、刑を決めるっていろんな考えもあるし、先ほどお話の中にもありましたように、若い人、それと年齢が高くなっている人の考えの中で。私が担当したのは、妻が20年近く疾患を持っていて、夫が見守っていて、そして、最終的に妻の暴言によって、夫が妻を殺してしまったという殺人事件でした。いろんなことをしゃべったわけですけども、この量刑というのは、1たす1が2という答えになるわけではないので、いろんな話合いの中で、最後にすごくまとまって

から判決が出たということは、すばらしかったんじゃないかなと思います。

また、先ほど6番さんからお話がありましたように、このすばらしい裁判員制度のシステムを、是非更に次の段階にもっと発展していただきたいと思ひまして、参加させていただきました。

【司会者】

ありがとうございます。

いろいろと意見交換の取っかかりとなる御発言もあったかと思うんですけれども、そういうのをくみ上げながら進めていきたいと思ひます。

まずは、審理ですね。法廷での見たり聞いたりしたことです。そこでは、主に検察官、弁護人がそれぞれの主張、言い分を明らかにする場面が、最初と最後にあったと思ひます。その真ん中に、証拠調べということで、書類を調べたりだとか、証人から話を聞いたりだとか、被告人から話を聞いたりしたという場面があったと思ひます。まず、どうでしょうか。法廷で見たり聞いたりすることによって、事件に対する、我々は心証という専門用語を使うんですけれども、要するにイメージというんですかね、こういう事件だったんだということが、思い描けるようになっていなきゃいけないですし、そういうふうに検察官、弁護人は、やっているはずなんですけれども、それぞれ自分が思い描いている事件の像を描けるように、裁判官や裁判員の人が活動していると思うんですけれども、どうだったでしょうか。分かりやすいものだったのかどうか。話がちょっと抽象的で答えにくかったら、こういう工夫は良かったなとか、こういう点がちょっと分かりにくくて、場合によっては裁判官に説明してもらったなとか、何かそういったところは、何かありますでしょうか。いかがでしょうか。さっきの医師の証言が分かりづらかったというお話もありましたけれども、それ以外にも、何かありますでしょうか。

特に指名はしないで、自由に発言していただきたいと思うんですけれども、何か、悪い例でも良い例でもいいと思うんですね。どちらにしても、参考になると思ひますので、何か振り返ってみて思い当たるようなことがある方は、いらっしゃいます

でしょうか。

1 番さん，どうぞ。

【1 番】

法廷で気になったことなんですけれども，検察官の方が準備周到だったのに対して，弁護士の方は，お忙しかったのか，準備不足が裁判員の方でも目に見える状態で，周りの裁判員の気持ちがどんどん検察官の方に向いていくのがすごく気になって，やはりどうしても感情的になってしまう人もいますので，裁判員裁判の裁判は，両者とも準備を万端にしてから臨んでほしいと思いました。

【司会者】

なるほど。

どうぞ。

【高橋弁護士】

耳が痛いお話だったんですが，もし差し支えなければ，その準備不足とお感じになった具体的なことを，一つでもあれば教えていただけますか。会のみみんなに反映させたいと思いますので。

【1 番】

やっぱり仕方がないことかもしれないんですけれども，やはり圧倒的に証拠だったりとか，情状酌量に，そっちの方に持っていける要素がすごく少ないと感じたし，被告人や家族とも打合せが十分にできていないのが，とにかく目に見える状態でした。弁護士の説明の中に，被告人の家族の方が，ちょっと弁護士が言っているのと違うのではないかなという意見を述べたことがあったので，気になりました。

【司会者】

弁護士さんの意見と証人として出てきた方のお話が，ちょっと食い違っていて，何かちゃんと準備できているのかなと，そんな疑問も抱いたという感じですかね。

【1 番】

そうです。

【司会者】

なるほど。

その他に、いかがですかね。

8番さん、どうぞ。

【8番】

私の場合は、弁護士さんの方でいろいろ説明をしたんだけど、被告人の性格が非常に昔かたぎの人で、「全て私が悪い。」と。もちろんそのとおりでありますけれども、情状酌量の中で、「20年間連れ添った、病気の妻に対して、あなたは苦になりませんか。」という質問があったんです。その時に被告人が、「精神的な面については、苦になりません。」という話があったんですね。帰ってきて、審理の中で多くの方々が、あの時は、弁護人の方が、もう少し弁護するとか助言的な言葉を被告人に質問してやった方がよかったんじゃないかなと。最近の人間社会を見ると、自分を助ける自己中心的な社会になりつつある中で、60代、70代の非常に昔かたぎの人だったから、「全く苦になりません。」という話をされた。20年間、誰が聞いても、また説明を受けても、「これはちょっと苦になりませんってことはあり得ないよね。」という話だったですけれども、弁護人が、被告人の性格とかをもうちょっと見ていただけるとよかったんじゃないかと思っています。

以上です。

【司会者】

被告人にもうちょっと有利な話を引き出すようなことをやった方がよかったんじゃないかというお話だったと思います。そういった観点からでも結構ですし、法廷で見たり聞いたりして分かる裁判というのをやっぱりやらなきゃいけないくて、それは、裁判所、検察官、弁護人が目指してやっているところなんですね。そうはいつでも、やっぱり法律家だけの自己満足に終わっている場面もあるかもしれないので、何かこういうところを工夫した方がいいんじゃないかとか、例えば6番さんから、改善点が幾つかみたいなお話がありましたけれども、ただ、法廷でのそういうやり

とりの中で、こういった工夫があるんじゃないかな、そういう、先ほど挙げた改善点、そういうところはないですか。

【6番】

私が参加させてもらった事件の結論から言いますと、検察側が圧倒的で、その差は歴然というぐらい弁護側が、もう圧倒されちゃっている状態でした。国選弁護人だったんです。やっぱりその辺って資金的な問題であるとか、そういうバランスもあって、そうならざるを得なかったのかなというようなところも鑑みつつ、それにしても時系列を追って、淡々と証拠を挙げて意見を求めて、それで、結果的にはどういうふうになっていう、その検察官の持っていき方ですよ。その辺はもう非常に巧みで、弁護側は、その時は、それに対抗する手段を既に失っている状態で、もう感情論で何とか情状酌量の方は考えてもらえないかっていうような、そっちに訴えているという、そういうふうに、割ともう真っ二つに分かれるような感じでした。流れからして、もう圧倒的だったので、その辺はやっぱり平等かといったら、余り平等とは思えないのですけれども、そこにやっぱり、一般市民の我々裁判員の極論、素人の感情論みたいなものも交ざってきたりとかしますので、多少、ぶれのもとになったりするのかなというのもやっぱり感じました。

【司会者】

なるほど。

ほかの方はいかがでしょうか。

今の御発言は、そういう資金的な、もともと持っているパワーも違うんじゃないかと。あと、そういう事件に対する準備の度合いもやっぱり違うんじゃないかというのもあるんですか。もともと国選弁護人ということで確かにそんなにたくさん報酬はもらえているわけじゃないとは思いますが、何かその辺は、感じられているところは、ありますか。

【6番】

あとは、その中身や内側が、僕らは見えないので何とも言えないんですけれども、

その守る立場の弁護側の方が、どこまでその力を発揮するとか、例えば、そういう給料だとか、そういうのを度外視で、ひたすら事務的にやるのか、それとも何とか守ろうという義務とか責任とか、その辺もやっぱり受け持った方々のパーソナリティーによるものもあるのかなとか。ひょっとしたらこの人じゃなかったら、違う人だったら、また結果的には違ったのかなとか、そういうことも考えられるなっている。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

その他の方、どうですか。さっき言いましたように、見て聞いて分かる裁判というのを目標にしてやっているんですけれども、法廷で見て聞いて、もちろん結論を出す時には評議して、いろいろ悩んだと思うんですけれども、この事件はこういう事件だという自分なりの意見をつくる前提として、こういう事件だというのは、ちゃんと分かったというふうに思えたのか、何かここら辺で分かりにくかったなというのか。

もしなければ、先ほど2番さん、医師の方で分かりづらかったという御発言があったと思うんですけれども、これは、専門用語が分かりにくかったのでしょうか。もともとその病気自体が難しいのかもしれませんが、説明は難しいかもしれませんが、どこら辺が分かりにくく感じられたのでしょうか。

【2番】

私たちが素人なので、裁判官の方がいろいろ丁寧に説明してくれて最終的な結論はまとまったんですけれども、その病気が犯行に与えた影響がどこまで反映されるのかなとか。結局は、最終的には、大体の意見がまとまって、裁判員の意見も大体平均的になっていったんですけれども、その、何かちょっと言葉にできないんですけれども。

あと、息子さんが証言していたんですけれども、その証言だとかが、ちょっとやっぱりこれは、争点になるときに難しかったというのか。

【司会者】

いずれにしても、医師の先生が確か証人で出られていたと思うんですけども、やっぱりそのお話を法廷で聞いても、何となく分かりにくかったかなという感じですか。

【2番】

分からなかったし、裁判官の方も、余りよく分からなかったと、同じことを言われていたので。

【司会者】

そうですね。なるほど。

どういった証言内容だったかも手元にありませんので、分かりにくかったということなんでしょうけれども。他の方の事件で、医師の先生が証人で出てきた事件はないんですかね。

例えば、4番さん、5番さんの事件だと、遺体を解剖されたお医者さんを証人尋問しているんじゃないかなと思うんですけども、やっぱり医学的な証言にもなるのかなと思うんですけども、その辺は分かりにくかった、分かりやすかったというのは、何かありましたら。

【5番】

やっぱり専門用語とかが多くて、聞いている時は、正直、結構分からないことが多かったんですけども、その後の評議で裁判長の方が、こういう意図でこういうことを聞いていたんじゃないかなとかというのをある程度解説してくれたので、合点がいったという感じです。

【司会者】

なるほど。

4番さん、いかがでしょうか。

【4番】

全くそのとおりで、裁判官、裁判長の方から、親切に結構分かりやすく砕いて教

えていただけたんで、「ああ、そうなんですか。」って感じでまとまりました。

【司会者】

例えば、7番さんも、やっぱり解剖ですかね、お医者さんの証人尋問がありましたけれども、7番さんの事件は、どんな印象をお持ちでしょうか。

【7番】

殺された方の説明とかは、質問する側の検察官の方も弁護人の方もすごく分かりやすかったですし、あと、証人の方自身が、分かりやすく説明しようとしてくださって、専門用語をその場で言い換えてくださったりしたので、どこの骨はつまりこちら辺ですねと。それをまた改めて裁判長の方がされて、どこどこの骨ですねって具体的に言い直してくださったりしたので、すごく分かりやすかったと思います。

【司会者】

1番さんが担当した事件でも、お医者さんの証人尋問が行われたと思うんですけども、何か印象に残っていることとか、分かりにくかった、分かりやすかったとか、ありますか。

【1番】

私の事件の時は、お医者さんがまだお医者さんになりたてじゃないかなというぐらい若いお医者さんだったので、とても緊張されていたんですけども、後から、やはり裁判長の方が、補足の説明をしてくださったりとかしたので、分からないということがなかったです。お医者さんも、一生懸命説明しようとしてくれているのがすごく伝わってきたので。

【司会者】

それで、これだけに限らなくてもいいんですけども、今、解剖を担当されたお医者さんの証人尋問という話もあったんですけども、その時には、やっぱり人体図とか、場合によっては使ったりすると思うんですね。ここをこう刺されましたとか、事件によっては。私は、証拠を見てないので、あったのかどうかも分からないんですけども。

先ほど、遺体の写真ということでもあったと思うんですけども、8番さんは、もっと生々しいものがあってもよかったんじゃないかという御意見だったと思うんですが、やっぱり他の裁判員の方も、そんな感じですか。それとも、余りそういう意見交換はしなかったですか。

【8番】

やっぱりもっと生々しいものが見たかったです。首を絞めて殺したという点についても、私自身が昔、柔道をやっていたので、絞めようとしたというのは、一体どのような絞め方をしたんだということについて、もっと欲しかったですね。やはり、私たちは、1回きりで、2回も宝くじみたいに当たる人もいるかも分かりませんけれども、初めての人で、ほかの裁判官だとか関係の人たちは、何回も見てるし、弁護士の方や検察官の方は、専門の大学、更には実体験をしているから、その辺まで見えるんですけども、私たち一般素人に対しては、そういう生々しいものを見せてくれた方が、厳しいかも分からないけれども、裁判をする上で必要だと思うんですよ。

【司会者】

その関係では、4番さんが最初の時に、想像していたほどはすごくなかったというような趣旨の発言をされていたと思うんですけども、その想像していたというのは、どんなものを想像していたのですか。やっぱり嫌だなと思われていたわけですよ。どんなものが嫌だなと思われていたんでしょうか。

【4番】

テレビとかの情報の方が多いですけれども、変な話、昔は、時代劇とかで切った場面で血のりとかがいっぱい出たとかいうのが、すごくあったんですけども、今のドラマとかそういうのは、絶対そういうのって映さないじゃないですか。それで、裁判なんかのドラマを見ていても、証拠写真とかは、極力ぼかしてとかだから、実際その写真が出てくるって言われた時に、結構血まみれで、検察の方にいった写真じゃなくて、現場検証の時にもっとすごいのが出てくるのかなというのが、正直あ

ったんですけれども、でも、見た段階では、その事件の関係もあるんでしょうけれども、ただ見たものの中には、これぐらいだったら別にそんなに気にするほどの写真じゃなかったかなっていうのがあって。

【司会者】

5番さんは、どうでしたか。その点、もうちょっと生々しいのがあった方がよかったのか、この事件では、今回調べたぐらいで十分だったというのか。どういうのがあるのかも他に知らないから、ちょっと比較のしようがないかもしれませんがけれども、どんな感じですか。

【5番】

そうですね。これくらいでいいかなというふうに思いました。その傷害致死の死因も、打撃とかによるものだったので、その遺体を見ることに対する負担感とかも特にはなかったです。死因が違ったりしたら、また別の感想があったのかも分からないんですけれども。

【司会者】

なるほど。

3番さんは、どうでしょうか。遺体の写真の点については。

【3番】

写真は、なかったです。

【司会者】

なかったですか。

【3番】

はい。偶発的なことだったので、被害者の方も、そんなんでっていう感じだったと思うんですけれども。縁石に転んで打ち所が悪くってということだったので、その現場に生々しい写真とかはないんですけれども、今回の事件に関しては、それは必要ではなかったと思われるので、皆様が体験したようなちょっと激しい感じとは、ちょっと違ったのかなと。

【司会者】

なるほど。

2番さん，どうですかね。そういう遺体の写真の関係とか，あとは現場の写真も出たのかどうかも分かりませんが。

【2番】

ネクタイを二重に巻いて絞殺した時の，ちょっと血が付いたネクタイを見せていただいたんですけれども，8人ともそれほど，もっと違うものを想定していたりとか，「こんな感じなんだね。」みたいな，そんなに生々しくもなく，ただネクタイを回して見せてもらったみたいな。刺殺とかそんなんでもないので，そんなに生々しいこともないし，みんなが新聞で以前読んだように，トラウマになって賠償事件にまでなっていた事件とかもあるっていうんですけれども，そういうのは，8人ともなかったです。

【司会者】

1番さん，いかがでしょうか。御遺体の写真を調べたのかどうかも分からないんですけれども，それについては，何かありますか。

【1番】

2番の方が今おっしゃったようにトラウマとかPTSDとか，私の上司も，選ばれた時にすごく心配して下さったんですけれども，思ったよりむごい写真ではなく，そのような重度状態になる人もいなかったのだから，適切だったのではないかと考えています。

【司会者】

7番さん，いかがでしょうか。

【7番】

私のときは，殴られたりとかだったから，ほとんど打撲の傷みたいなものばかりだったんですけれども，一人，具合を悪くされた方がいらっしやっただけで，本当にただの打撲のあざがいっぱいある感じだったから，平気だと思ってしまったんですけ

れども、やっぱり負担に思う方もいるんだなっていうことを思いました。

【司会者】

個人差もいろいろあるところではあるんでしょうけれども。

6番さん、どうでしたかね。そういう被害者の方の御遺体の写真の関係とかは。

【6番】

そうですね。私は、個人的には見たくないです。実際、その裁判の流れの中でも、そういった画像等々で「むごい、残酷な。」って感じてしまうようなものは、一切出てこなかったです。むしろ、そういうところで感情的な起伏がなかったのは、大きな意味で我々素人からすると助かりました。

ただ、犯行に使われた凶器がナイフ2本で、それが物的証拠として実際目の前まで来たんですけれども、それもすごくきれいに洗浄されて、アクリルケースの中に入っているような状態で、それですらちょっと余り良い気はしなかったんで、実際、その画像等々というのは、余り良くないと思う。

それで実際、被害者感情といいますか、家族の方々も当然その場にいるわけで、さらすという意味では、やっぱり問題あるかなって思いますね。

【司会者】

なるほど。

多くの事件は、多分、傍聴席に見えないような形でやっていると思うんですね。ただ、遺族の方の感情なんかは、やっぱり配慮する必要があるんじゃないかということですかね。

そうすると、皆さん、遺体の現場の写真などで見るのがつらいなと感じた方は、少なくとも今日、出席された方の中では、いらっしゃらなかったということですかね。

それで、2番さんの事件ですけれども、医師の方の証言がちょっと分かりにくかったということですかね。例えば、責任能力ってなかなか判断が難しいところなんですけれども、検察官や弁護人がそれぞれ責任能力について主張したと思うんです

けれども、その主張自体はどうですか。分かりやすかったですか。それとも、やっぱり何かそういう難しい専門用語を使って、結論は分かるけれども、結局、何でそうなるのか言いたいことが分からないみたいな感じだったのか、その辺は、どんな感じでしょうか。

【2番】

検察官の方が、ものすごく分かりやすかったです。あと、それに補足してくれて、裁判官の方が、私たちの理解できなかったことを後から砕いたように評議の中でも教えていただいたので、その点は。医師の方の話は、本当に分かりにくかったんですけれども、その後は、分かりにくいこともありましたけれども、大丈夫でした。

【司会者】

あとは、犯罪の成否、有罪か無罪かというところでは、争いがなかったんですけれども、7番さんの担当された事件の判決を見る限りでは、その事件自体が、突発的、偶発的に起きてしまったことなのか、日頃から暴力を振るっていたことの延長で起きた事件なのかというのが、争いになっていたようなんです。その点について、議論がどうだったかというのは、評議の秘密なんですけれども、それぞれの検察官や弁護人が、多分、検察官は虐待の延長だと主張していて、弁護人の方は、たまたま起きてしまった事件なんだと言っていたんじゃないかなと思うんですけれども、それぞれが言っていることは、分かりやすかったですか。その辺で、何か印象に残っていることはありますか。

【7番】

印象に残ったことは、争点の説明は、一番最初に弁護人の方も検察官の方も話されていたんですけれども、その時に使われていたレジュメが、検察側の方は、図もあったし、どこが重要かというのを赤で示してあったりしてすごい分かりやすかったですけれども、それに対して、弁護人の方は、全部文章になっていて、一応、読み上げてくださったんですけれども、周りの方の雰囲気も「分かりやすかったのは検察の方の説明かな。」という感じでした。その両方の説明を踏まえて、裁判官

の方が、もうちょっと説明してくださったので、一応分かりやすかったというか、全部合わせて分かりやすかったかと思います。

【司会者】

なるほど。ちょっと色を付けるとか、ビジュアル的なところも理解に役立つところがあつたということですかね。

(休憩)

【司会者】

主に公判審理に関してですけれども、検察官の方から何か裁判員経験者の方に御質問はありますか。

【山本検察官】

冒頭陳述も論告弁論も、あとは証拠調べの場合も、全般について形式面についてなんですけれども、耳で聞くのを中心で聞くという状態と、あとは目で追えるものがたくさんあつて、字を見ながら聞くというのでは、どちらが理解しやすいか。例えば、耳だけで聞くと、聞くのに集中できる反面、記憶に残りづらいんじゃないかという心配もありますし、目で追うものがあると、記憶に残りやすいように思える反面、例えば、字が多くなって、実際追うのが大変だったりとか、そういうデメリットもあるのかなと思つていまして、皆さんが経験した事件の中で、例えば、こういう分かりやすいやつがあつたとか、こういう分かりにくいところがあつたとか、そんなところで、もし印象に残っているものがあれば、教えていただきたいと思つます。

【司会者】

皆さん、共通しているかなと思つますので、今の検察官の質問に何か御意見がありましたら、おっしゃっていただければと思つます。

先ほどと逆で、8番さん、何かありますか。手元に書面を用意した方がいいのか、耳だけで聞いた方がいいのかという辺りは、どうでしょうか。

【8番】

個人的には、想像だけじゃなくて、やっぱり実写というんですかね、そういう多方面からいろんなものがあるところから、いろんなものを見て聞いて、生々しい描写が問題になると言われていますけれども、私は、やっぱりそういうものを、全般的なものを総合して審議していくのが一番良い方向じゃないかなと思っています。

【司会者】

そうしますと、検察官とか弁護人が、自分たちの意見とかを述べる場面もあったかと思うんですけれども、やっぱり口で言っているのをただ聞くだけじゃなくて、手元に書面もあった方がいいかなと、そういう感じですか。

【8番】

そうですね。はい。

【司会者】

7番さん、いかがでしょうか。

【7番】

目で見られるものがある方が、もともと余り分かりやすいものではないので、とっかかりになりやすいという点はあって。ただ、文章を読んでくださった時に、大事なところを強調したりとか、ちょっとルビを入れてくださったりとかして、そこは弁護人の方の方が分かりやすかったです。

【司会者】

6番さん、いかがでしょうか。

【6番】

やっぱり情報量が多いので、ペーパーベースでも、そういう資料があると非常に分かりやすかったと思いますし、あとは、そのまとめ方もフローをチャート形式でまとめていただいていたので、当然、ハイライトを入れたりとか、そういうような資料を作成していただいたので、そういう意味では、進行上、非常にスムーズに理解ができたかなと思います

【司会者】

5番さん、いかがでしょうか。

【5番】

やはり資料があった方がよかったなと思いました。

具体的な資料については、私どもの担当した事案では、弁護士の方々が用意した資料は、文章中心の資料で、それに対して、検察官の方々が準備した資料は、図みみたいなチャートみたいな資料だったんですけれども、検察官の方の図主体の資料の方が分かりやすく頭に入ってきやすかったです。

【司会者】

4番さん、いかがでしょうか。

【4番】

5番さんと同じなんですけれども、文章だけだと見ているだけなので、耳から聞いた方が検察官なり弁護士さんなりに感情とかというものも多少は入ってくるので、比較しやすいというか。分からないことも耳だけでただ聞いているだけじゃ、全然分からないとなってしまうと思うんですよね、いろいろやっている最中では。文章があって、耳で聞いて照らし合わせてみて、そこで改めてここが分からないところだったとか。というのは、また帰ってきてから、みんなとも話して、相談して、そこでまた余計かみ砕いて分かるような現状だったんで、やっぱり両方ともがあって、初めて成り立つかなというのは、思いました。

【司会者】

3番さん、いかがでしょうか。

【3番】

1年前のことなので、皆さんのように鮮明に覚えていないんですが、どんな感じだったかというのと、両方あってとても分かりやすかったので、文章だけとかっていうものではなかったと思うので。

【司会者】

2番さん、いかがでしょうか。

【2番】

3番さんと同じで、長々と文章だけ聞かされても、途中がもう全然抜けていまして、何を言っているのか分からなくなっちゃう時もありましたので、本当に裁判員は、素人なので、もっと耳だけじゃなくて分かりやすいようになっていくといいと思います。

【司会者】

書面があった方がいいし、書面も何かポイントが分かりやすいような、文章だけただずらずら書いてないものがあると、2番の方もそういう感じですかね。

【2番】

はい。

【司会者】

1番さん、いかがでしょうか。

【1番】

私も、どちらもそろっていた方がいいと思います。やはり言葉で訴えられる面ってとても大きいと思うし、でも証人の方の話を聞いていると、やはりそういう場できっと話ができる人ばかりではないと思うので、資料も十分に調べてほしいと思っています。

【司会者】

検察官、よろしいですか。

【山本検察官】

はい、ありがとうございました。

【司会者】

弁護士さんは、何か。主に公判審理ですけれども。

【高橋弁護士】

その前に、先ほど6番の方から、国選弁護との関連で若干御批判を頂いたのです。実情は多分、裁判員裁判の9割ぐらいが、国選弁護だと思うんです。他の事件と違

って、少なくとも二人までは国選弁護人の選任を裁判所が認めてくれていますので、1プラス1が2か3になる可能性だったらいいのですが。

ただ、千葉の場合には、刑事弁護だけで生活している弁護士は、多分皆無だと思います。

事務所を維持してそれなりの生活を得るためには、多くの人が、やはり民事訴訟というものをやっていて、国選弁護が1年に何件か回ってくるということなので、弁護士会としては、底上げを図るために、いろいろ研修をする努力はしています。ただ、もちろん国家権力がないし、なかなか思うようにいかないということで、押され気味だというのは、率直なところ、そのとおりだと思います。

そもそも検察官は、専門的に、捜査は捜査、公判は公判ということで人を配置されていますし、優秀な事務官の方もいらっしゃるということで、逆に言うと、だからこそ犯罪を証明する責任が検察官にあるということでもあると思うんですけども、なかなか思うに任せない。

それで、冒頭、ちょっと愚痴っぽく言ったんですけども、例えば、私は、松戸の事務所から千葉まで来て、5時まで公判やって、その後、地下で被告人と面会して、それが終わって松戸に戻って、もう一人の弁護人と飯を食いながら打合せをしたり、いろいろして、夜遅くなって寝て、また朝早く起きてこっちに来る。本当は、こちらに泊まりたいんですけども、宿泊費、泊まる費用は、国選弁護では出ませんので。やはりもともとそういう点では、弁護人の方が不利なので、ただそういう愚痴ばかり言っても始まりませんから、その中で何とか頑張っていくように、みんな努力しています。

6番さんの事件なんですけど、これは、「おまえ、やったら、どうか。」と言われても、なかなか大変な事件で、私は、先ほど6番の方がおっしゃったような期待に応えられる弁護活動ができる自信が、率直に言ってありません。それだけ弁護人にとっては厳しい内容の事件であるような気がします。

少し前、大分前なんですけども、ある殺人事件で、頭蓋骨がかなり砕かれた、

何回かの凶器によって。殺意があるかないかということが割と大きな争点だったもんですから、その時に、その実物の写真、どこにどのぐらいの打撃を加えたのかということで、写真そのものを出すか、あるいは頭蓋骨の模型みたいなのを作って、千葉大の医学部か何かで作っているそうなんですけれども、それを壊した、ちょうどその解剖どおりに壊した、その写真を出すかということで、結局、検察官、裁判所と話をして、その頭蓋骨の模型図のようなものを証拠として出したということがあったんですが、私なんかは、むしろその頭蓋骨の写真の方が気持ち悪かったんです。多分、これからずっと、どこまで出すのかというのが、当事者の悩みじゃないかなという気がしています。

すみません、ちょっと長くなりましたが。あと最後、もう一回最後に若干聞きたいことがありますので。

【司会者】

最後でよろしいですか。

【高橋弁護士】

はい。

【司会者】

じゃ、後半戦ということで、評議ですね。法廷で証拠を見たり聞いたり、当事者の検察官、弁護人の言い分を聞いた後、評議して判決に至るわけですけども、基本的には、量刑、責任能力が判断、問題になった2番さんの事件も有罪ということで、量刑の判断をしたと思いましたので、量刑の評議について主に焦点を絞っていきたいと思っているんですが。

まず、量刑の考え方に関する裁判官の説明をどのタイミングでどういう形でやっているのかは、全てを把握しているわけじゃないんですけども、恐らくは、行為責任ということで、刑というのはやった犯罪行為に見合ったものにするというのが基本的な考え方で、着眼点としては、行為のやり方だとか、生じた結果だとか、あと、どうしてそういうことをやったのかという動機というのが量刑を判断する上で

中心になる事情で、それ以外の事情、要するに、犯罪行為そのものには関わらない事情、被告人の家族関係だとか、反省しているかどうかとか、とにかく犯罪行為そのものに関わらない事情は量刑全体の、調整要因という言葉を使ったかどうか分からないんですけども、量刑の考え方、上に上がったり下に下がったりする上では、影響力はやり方とかそういう犯罪行為そのものに関わる事情と比べると小さいんだと、結論的には、そういった趣旨の説明はされていたんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。そういった説明は、まず理解できたのかということと、結論としてそう考えるんだなというのは、分かったけれども、何でそうなるのかという、もうちょっと理由を説明してほしいとか、そういった辺りの感想というのは、何かありますでしょうか。

ちょっと理屈っぽい話なので、なかなか思い出しにくいところもあるかもしれませんが、量刑についてどういう基本的なスタンスで考えるのかということは、まずちゃんと自分の中で腹に収まって判断できたかどうかという辺りは、いかがでしょうか。

1番さん、8番さんから始まったんで、5番さん辺り、どうですか。

【5番】

量刑のことにつきましては、裁判長の方が、もう本当に評議の一番最初の段階で、そもそも殺意があるかないかで殺人罪と傷害致死罪に分かれますとかという説明からしていただき、あとは単独犯か複数犯かとか、あとは動機ですとか、そういった要因に関していろいろ説明してくれたんで、そのことは、すごく分かりやすかったです。けれども、一つ気になったのが、実際、この事件は、どのような量刑になるのかというふうに考えたときに、やっぱりちょっとそういうような判断資料として、今回の事案でいくと、こういうような量刑になっていますよという資料もくれたんですけども、じゃ、今回ののは、そういった事案の中でどこに当たるんだというのが、ちょっと分かりにくかったなというのがあります。

【司会者】

基本的な考え方を前提にして、また、当該事件でどう考えるのかというのは、次にまた問題点として伺いたいと思います。

6番さんは、いかがでしょうか。そういう量刑判断の基本的な考え方についての説明というのは、納得できたものなのか、頭では分かったけれども、何となく腹に収まらなかったなという感じなのか、いかがでしょうか。

【6番】

自分個人の感覚と、そういう判断材料の目安になるものと、その辺に差異があるかないかと言ったら、あるんですけれども、ただそれは、十人十色の意見を取りまとめて一つの結論を出すわけですから、その目安は必要だと思いますし、それがその範囲の中でそれこそ下の方に合わせるのか、上の方に合わせるのかという、落としどころがどこなのかという、そこを判断するのが、我々の仕事だったのかなというふうに受けております。その中でも、やっぱり何が正解かというのは、恐らくないかと思しますので、様々な意見が出るでしょうし、そのために、我々、様々な意見を持った人間が集められているのかなというふうに思っていますので、例えば、万引きしても極刑だとかというような極端なことになってはまずいわけですから、そういう意味では、そういう目安から始まるというのは、説明もありましたし、分かりやすかったですし、その中で判断ができたのは、やりやすかったと思います。

【司会者】

7番さんは、いかがですかね。やった行為に見合う刑で、その人の人柄とか人格を裁くわけじゃない。やった行為に対する責任という考え方ですね。そういったものは納得できたとか、分かりやすかったとか、裁判官からの説明は、いかがでしたでしょうか。

【7番】

説明は、とても分かりやすかったですし、あと、資料を見せてくださる時に、大体今回の事件だとこんな感じになっていて、量刑はこういうグラフになるけれども、これだけ幅があるんだから、皆さんも真剣に考えてくださいねと、ちゃんと変な予

断を与えないように配慮してくださったんだなと思っています。

【司会者】

なるほど。

8番さん、いかがでしょうか。

【8番】

私の方は、裁判長が女の方だったんですけれども、導入、展開、まとめが非常にうまい方で、早く言えば同じような事例っていっぱいあると思うんですね。そういう事例をわざと見せないという、それをこれまでも見せないで、いろいろディスカッション、一つ一つの事項をみんなで審議していきましょと。そして、その審議の中から最終的に事案を見ていきましょということ。最後に事案を見て、そして皆さんが納得した中でやっていけばいいと。その面では、裁判官のリーダーシップというのは、すばらしかったものがあつたんじゃないかなと思います。

ただ、やっぱり病気の妻ということの中で、情状酌量の中で、そこが三日間にわたつての議論の中心になりました。

【司会者】

4番さんは、いかがですか。量刑についての基本的な考え方を、裁判官が説明していると思うんですけれども、納得できたのか、分かりやすかつたのかという辺りは、いかがでしょうか。

【4番】

先ほど、5番の方も言われたとおり、裁判官の方が、最初から「こんな感じです。」みたいな感じのグラフというか表みたいなもので説明してくれていたので、比較的そういうところは分かりやすかつたですけれども、その量刑の範囲というか、執行猶予の付け方というのが、ちょっとどういう基準になつたらそういうふうに分けることができるのかなというのは、やっぱりちょっと疑問に残つたところがありました。

【司会者】

どういう場合に執行猶予を付けていいのかという基準が、ということですかね。

【4番】

はい。

【司会者】

なるほど。

3番さん、いかがでしょうか。

【3番】

私は、執行猶予を付けるか付けないかみたいな感じのことが問題になっていて、そもそもこの事件には大体どれぐらいの量刑がふさわしいのかというのが分からない中で、やっぱり同じようなグラフ表で、同じ事件はもちろんですけれども、こんなような事件だったらこれぐらいとかいうので、話していく中で決めやすい感じでした。

【司会者】

2番さん、いかがでしょうか。

【2番】

殺人事件なんですけれども、結局、娘が親に手を掛けて殺しちゃったという事件だったんですけれども、やっぱりどんな形にしろ、親に手を掛けたということ、被告人の精神状態、それと、その家族との関係が最初から余り良くなかったということとかあって、分からなくなると、裁判長は、どっしりした感じで構えていたんですけれども、ほかの裁判官の若い方はホワイトボードにいろいろ丁寧に書いて説明してくださっていましたし、年が真ん中ぐらいの人もすごく丁寧に分からないことを砕いて教えていただいて、最後はみんながまとまって、「ああ、そうか。」みたいになったので、とても裁判官の方が適切だったと思います。

【司会者】

1番さん、いかがでしょうか。

【1番】

私の場合は、裁判長の方が、判例などと絡めて分かりやすく納得いくように説明をしてくださったので、私も十分理解することができたし、また、極端な意見が出てこなかったのも、とても適切だったと思っています。

【司会者】

多分、法廷での審理が終わって、評議で有罪だという結論が出てから、量刑の判断をする前に、量刑についての考え方の説明は、必ずされているんじゃないかなと思うんですけども、法廷で証拠を見たり聞いたりする前に、量刑を判断する上では、やり方だとか動機が重要だとか、そういうポイントぐらいは簡単に説明しておいてほしかったとか、そういう感想とかはありますか。

要するに、後で終わった後に、この辺がポイントになるんですよって言われたって、そういう目で法廷で証拠調べを見たり聞いたりすればよかったのにとか、そういう思いを持ったということは、特にはないですか。

詳しい説明は後でやるにしても、こういうところが量刑を判断する場合にはポイントになるんですよというのを早めに説明してもらった方がよかったなというような、そんな印象を持った方はいらっしゃらないですか。いかがでしょうか。もうお一人ずつは聞きませんが、特に発言がなければ、別にそういう感想はなかったというふうに伺いますけれども、何かそういう感想を持った方はいらっしゃいますか。

【8番】

裁判長がそういう幾つかの分からない問題点があると、みんなでそれは聞きましょうと、裁判の時に。そういうふうな工夫をしてくれましたので、非常にその辺は助かりましたね。

【司会者】

ほかの方はいかがですかね。

【6番】

勾留期間が相殺されるというのは、後から知ったので、それは、事前に聞いておけたらよかったかなというのは思いました。

【司会者】

量刑判断するに当たってのいろんな観点だとか考え方とかのタイミングの問題ですね、今のは。他の方、いかがでしょうか。特にはないですか。

そうすると、もう一つタイミングの問題としまして、量刑グラフというんですが、検索システムで検索して、それをグラフにしたというのを多分見たというか、使ったと思うのですけれども。それを使わなかったという方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないですか。

そのグラフを、量刑の評議が始まる前の最初の段階で見たという方と、事件について議論をして、ある程度こういう事件ですねという見方が固まってからグラフを見るというやり方もあると私は聞いているのですけれども、どうですか。一番最初に見たという方は挙手、覚えていないかもしれないので、もう覚えていなかったら覚えていないで、手を挙げていただかなくて結構なんですけれども、一番最初に見たという記憶の方はいらっしゃいますか。量刑の考え方の説明を。

(挙手)

【司会者】

じゃ、途中でという方は。

(挙手)

【司会者】

8番さん以外は、ということですかね。

それは、事件についての量刑、中身についての議論をある程度して、こういう事件だというイメージが固まってからということによろしいですか。

タイミング的には、そういうものでよかったということで、もうちょっと早くとか、あるいは、量刑グラフを見ないで、取りあえずまず何年ぐらいとか、執行猶予にするかどうかという意見を聞いてから見た方がよいんじゃないかとか、その辺のタイミングについてはいかがでしょうか。

今、挙手された方は、御覧になったタイミングでよかったんじゃないかなという

感じなのか、もうちょっと早く、あるいは、もっと遅くがよいんじゃないかという
ような御意見とか、何かありますか。

特にないという感じですかね。

もう一つは、さっき、ちらっと出たんですが、量刑検索システムというんですけれども、それにはそれぞれの事件の概要のデータもあるんです。それを、全部じゃないにしても、グラフの基になっている事件の概要を見たという方はいらっしゃいますか。紹介されたという方は。

(挙手)

【司会者】

1 番さん、3 番さん、7 番さん。はい。

ほかの方は、少なくとも画面では見なかったということですかね。

1 番さん、3 番さん、7 番さんは、どうですか。そういうのを見たというのは、やっぱり役立ちますか。それとも、そこまで見なくてもよかったかなという感じですか。1 番さん、どうですか。

【1 番】

私は、良かったと思っています。すごく感情的になってしまった時があったんですけども、やっぱりそういう判例だったりとかを見ることによって、冷静に判断することにつながったので。

【司会者】

3 番さんは、いかがでしょうか。

【3 番】

はい。とても参考になりました。いろいろ話していくうちに、事件の後よりも被告人の今後のこと、今後のためにもみたいな話にもなっていたんですが、話の争点がずれていってしまって、この事件においてということだけに話を絞っていく中で、こういう事件があった場合にこれぐらいのっていうものが参考になって、意見が一致していったと思います。

【司会者】

7番さん、いかがでしょうか。

【7番】

見せてくださる時に、裁判員側から他の例が見たいって頼んで、どのみち見せてくださる予定だったのかもしれないんですけども、見せてくださって。こちらから頼んだのもあったのかもしれないんですけども、似たような事案はどれ、兄弟の事案はどれとか、これは傷害致死の事案だとかを結構見せてくださって、それを踏まえて量刑判断したので、納得がいています。

【司会者】

逆に、事例の一覧表みたいのを御覧にならなかった方は、どういうことが書いてあるのか分からないので、そういうのを見たかどうかというのは、ちょっと言いにくいかもしれないですね。グラフには、重い方から真ん中辺りが重くて、軽い方がまた少なくなると、大体山なりのグラフになっていることが多いと思うんですけども、何か重い方がこういう事件だとか、軽い方はこういう事件だとか、そういうのを知りたいなとか、そういうのはなかったですか。

【5番】

それは、割と知りたかったですね。裁判長の方も、ちょろちょろっと口頭では説明してくれたんですけども、やっぱり全ての事案とかを見ているわけじゃない中でグラフで判断したので、何となく感覚的になってしまったという自覚があるので、そこは細かく見たかったなというのはあります。

【司会者】

一応、上の方と下の方はこういう感じになっていますみたいな説明はあったという感じですか。

【5番】

ちょろちょろっとですね。

【司会者】

なるほど。

他の方は、いかがですか。逆に、今話を聞いて、そういうのがあった方がよかったのか、やっぱりそういうのがなくてもよいんじゃないかなという辺りは。一度の経験だけでは、難しい質問をしているのは私も分かっていますので、あえて言えばということで結構ですけども、いかがでしょうか。

余りないようで、沈黙の時間が長引いてもあれなので、今の点について、もしあれば言っていただければと思います。

それでは、そのグラフなり量刑の基本的な考え方の説明を前提にして、先ほど5番さんも、この事件で結論をどうするかと決める時に感じた難しさというんですか、どんなところに難しさを感じたのでしょうか。5番さんですが、さっき、上と下の方がどんなのかを見れば、もうちょっと感覚じゃなくて決められたのかなというふうな思いもあるという趣旨に、私は受け取ったんですけども、そういうことですか。

【5番】

そうです。本当に厳密に言うと、あの全部の事案の危険度の大きさとか、バーツとでもいいから、目を通したかったぐらいの感じですね。

【司会者】

数学の公式とかでいろいろ当てはめて数字が出てくるものじゃありませんので、最後、感覚的なところが残るのはやむを得ないんです。

4番さんとかは、どうですか。いろんな説明はあったわけですね。グラフも見せられたわけですね。ただ、それを前提にして刑を決める時に感じた難しさとか、こういうことがあったら、もうちょっと良い判断ができたんじゃないかとか、そういうことはありますか。

【4番】

事件の内容が、親族間の殺人だったんで、加害者と被害者が全くの他人の事件とその親族間の事件というのが、量刑がどれくらいの感覚なのかが知りたかったというのは、素直な気持ちです。

【司会者】

6番さん、いかがですか。一般論と、その事件での結論というところをつなぐ、言い方がかえて分かりにくくするのもかもしれませんが。

【6番】

その時のこの事件で私が判断したことにかなり言及することになりそうなので、余り深くは申し上げにくいものがあるんですけども、私は、そんなに悩むこともなく、ここからここまでの範囲が大体相場だよ的な資料を見せてもらった時に、「じゃ、こうだな。」というのは、僕は、もうその場で即決だったので、事細かに大体この辺がこうなるのかなというのは余り必要ではなかったですね。

【司会者】

なるほど、ありがとうございます。

3番さん、いかがですか。刑を決めるに当たって、何かこういうのがあった方がよかったという方もいらっしゃれば、今おっしゃったように、特にそういうのがなくても、ちゃんと自分としての意見をつくれたという方もいらっしゃったんですが。

【3番】

資料を見たことによって、これぐらいの量刑がふさわしいなということは分かりました。

【司会者】

そうですね。事例みたいのがあったということでしたね。やっぱりそれは参考になったということですか。3番さんとしては。

【3番】

そういうのがないと、皆目見当もつかないので。

【司会者】

なるほど、分かりました。

2番さん、いかがですか。

【2番】

私は、どの段階で見せられても、最初に見た方がよかったというのは特にない
すね。話を進めていく中で、裁判官の方から導入的にこういうものもあると見せて
もらうことがあれば、それはそれでいいんですけども、最初からそれを見たいと
かは、私は、特には個人的にはないです。

【司会者】

なるほど。

8番さん、いかがですか。

【8番】

私も、最後に見せてもらったんですよ。やっぱり今と同じように、参考にするに
は良い資料だと思いますね。

【司会者】

1番さんが、こういう事例で何年になっているとかというのは参考になったと、
さっきおっしゃっていたのは、そういう趣旨なんでしょうか。要するに、グラフと
か考え方と、実際の事件の刑を決める時に、こういう情報があった方がいいとか、
何かありますか。

【1番】

そういう資料がないと、すごく主観的な判断になってしまうので、あった方がい
いと思いました。

【司会者】

先ほど検察官から伺いましたので、弁護士さんの方から質問がありましたら、し
ていただければと思いますが。

【高橋弁護士】

判決書などを読みますと、何件かの事件では、弁護人が執行猶予を主張されたよ
うに読めます。

特に、3番の方の事件は、多分、どの弁護士でも、執行猶予相当だということ
かなり強調すると思うんですが、個別的な事柄よりは、なぜこの事件が執行猶予が

相当なのかということ、多分、幾つかの事実を挙げて、その結論が出る理由を述べたと思うんですけれども、分かりやすかったとか、どうも今一つぴんとこなかったなとかいうような御意見があったら、参考に教えていただきたいと思うんです。

私は、ちょっと傲慢な言い方をすると、執行猶予にすべき事件はあると思っています。執行猶予にすべき事件を間違いなく執行猶予にするのが弁護人の責任だとも思っているのです、もしよろしければ、御意見をお聞かせください。

【司会者】

評議の秘密というよりは、弁護人の最後の意見で執行猶予が相当だという意見でいろんな理由を述べられたと思いますけれど、1年前のことなので限界があるかもしれないけれども、その中で結局、説得力が。

【高橋弁護士】

これは、なかなか説得力があったなとお考えになった他の方でもいいですし、あるいは、こういうのは余り説得力はないなと感じられたのが、もしあればという趣旨です。

【司会者】

まずは、3番さんの事件、確かに弁護人が執行猶予という意見を述べていましたので、覚えている限りで説得力があったところ、あるいは、説得力がなかったところ、もしありましたら、伺わせていただければと思います。

【3番】

残念ながら、ちょっとぼそぼそおっしゃる感じの弁護士の方だったので、私の中では、落とし込みにくかった。弁護しているというよりも、言っていることが余り自分の中に落とし込めはしませんでした。その裁判の時は。裁判中に心動かされるところはなかったです。ただ、余りに偶発的なことだったこと、その犯人が若かったこと、結果として人が亡くなっているっていうところで、そういうことを抑止するためにもどうするかとか、話題になりました。

【司会者】

私が判決の要旨を拝見した限りでは、8番さんの事件も、弁護人が執行猶予を求めていたと思うんですけれども、弁護人の主張ですね。執行猶予を求めて、いろいろな理由でこれは執行猶予相当な事件だという主張をしていたと思うんですけれども、それについて、説得力があったかなかったか、何か感じられたようなところが何かありますか。

【8番】

先ほども話したように、弁護人も非常に分かりやすい説明で、執行猶予のことについて話をしてくれました。だけれども、最後の決め手となったのは、やっぱり20年間連れ添ったことについて、被告人に対して「障害を持った妻に対して、苦はなかったんですか。」という問いに対しての「全くありませんでした。」という答えだったんです。20年間の中で兄弟が見放して、そして親族が見放した中で「苦はない。」というのではないと思うんです。それで、被告人が非常に昔かたぎの人間でしたので、やっぱりその辺はもう少し弁護人がフォローっていうんですかね、何かそのような執行猶予につながるような支援だとか、助言質問だとか、そういうものをしていただけるとありがたかったということを感じました。

【司会者】

主張の在り方というよりは、その前提として、やっぱりもうちょっとその材料となるものを引き出した方が、先ほどもおっしゃっていましたが、よかったんじゃないかなというふうに感じますかね。

【8番】

男性、女性にかかわらず、やっぱりそういうふうに思っていましたね。

【司会者】

ほかにどうですか。

【5番】

私が担当した事件でも、弁護人は、執行猶予を求めていましたね。

【司会者】

そうですか。その弁護人の執行猶予を求める主張の説得力って辺りは、いかがでしたか。

要するに、こういうことをやったら説得力が増すんじゃないかというのを、やはりそれは弁護士さんの立場で参考になると思いますので、何か今後のことに役立つようなことがあるようでしたら、ということだと思っただけですけども。

【5番】

お酒を飲んでの犯行で傷害致死になってしまって、暴力を振るった翌日は、まだその被害者は元気で、その翌日に容態がおかしくなって亡くなったという事件だったんですけども、確か裁判の時に、被告人がもうお酒はやめますとか言っていたんですけど、被告人に質問していったら、暴力を振るった翌日にまたお酒を飲んでることが分かったんですね。その辺りがちょっとひっかかったところですね。

あと、結局、その暴力とかに関しても、かなり数十分にわたって暴力を振るい続けたという苛烈なことであって、そのグラフとかの参考の時にもちょっと聞いたんですけども、執行猶予とかが付いているのは、割と偶発的な事故みたいなことなんだよというのを聞いて、考えました。

【司会者】

4番さん、いかがですかね。そういう執行猶予は相当だという主張について、何か感じられたところはありませんか。

【4番】

弁護士さんとお母さんが証言して執行猶予を求めたんですけども、その時にお母さんと弁護士さんの方は、病院の方に行って、ちゃんと治療を受けさせますということは言っていたんですけども、当の本人が、自力で治せますみたいなことを言ったので。ちょっと認識が、自分がやった罪に対しての認識が薄いのかなというのがあって、多分、このまま帰って親許で生活していくと言っていたので、同じことをまたきつと、親族だったのが、今度、親に向かってお酒を飲んで同じようなことをやるんじゃないかという感じでいました。

【高橋弁護士】

今、おっしゃったことは、判決書にも反映されていますね。

【司会者】

そうですね。

判決に書いているところを見ると、評議の秘密とかの話ではありませんので、もう明らかになっている判断です。

取りあえず、執行猶予の点は以上でよろしいですか。

【野中弁護士】

はい。

【司会者】

じゃ、検察官から、何かありますか。量刑，評議について。

【石井検察官】

量刑に関することでは、一応、検察官も、論告の中で最後に求刑をするわけなんですけれども、その評議の中で、求刑の扱いというのがどうなっているのかなというのが、ちょっと漠然とした質問ですけれども。例えば、話題にそもそも出るとか、出ないとか。出るとすると、どの段階でどういった説明の下に検察官の求刑，弁護人の求刑が扱われているのかというのを差し支えない範囲で教えていただければと思います。

【司会者】

求刑の位置付け，どういう説明が裁判官からあったかとか，問題になったかという辺りですけれども，1番さん，いかがですか。何か覚えているところはあるか。

【1番】

記憶の限りなんですけれども。五日間あったんですけれども，三日目の最終陳述が終わった辺りから量刑が話題になってきたので，量刑について十分に話し合う時間があったかというところ，ちょっとその時は疑問を感じたんですけれども，でも位置

付けとしては、考えるにはちょうどいい時間だったのかなって思いました。

【司会者】

特に、求刑がどういう意味を持っているとか、そういうことは話題になったという記憶は余りないということでもよろしいですかね。

【1番】

はい。

【司会者】

2番さん、いかがでしょうか。

【2番】

1年も前の裁判なので、正直ちょっと記憶にないです。すみません。

【司会者】

それはもうそれで、分かります。

3番さん、いかがでしょうか。

【3番】

すみません。同じです。

【司会者】

4番さん、いかがでしょうか。

【4番】

余り記憶にないです。すみません。1年前じゃないんですけれども、そんなに残っていないぐらいだったと思うので、ちょっと覚えていません。

【司会者】

5番さん、いかがでしょうか。

【5番】

検察の方が出された求刑というのが、評議の中では、僕らがこれから出す結論のアップーという認識でいました。確か、裁判長から、その評議の時に、検察官の方が求刑出していますけれども、評議の中でこれを超えることは余りないですねみた

いな発言があったんで、それは超えないなというのが、ちょっとそれで植え付けられた感じはあります。

【司会者】

なるほど。

6番さん、いかがでしょうか。

【6番】

そうですね。話合いの中で、恐らくそれぞれざっくりと大体こんなところかなというのが、具体的な数字ではなく、抽象的に多分みんなそれぞれ話合いの中で持っていたと思うんですけれども、それが具体的に数字に落とし込まれるのが、そのまさに検索システムのグラフを見た瞬間に、「ああ、自分はここら辺だと思う。」というふうに恐らくみんなそう思ったと思うんですね。

それで、検察官の方が当然、正にその上限のところからというところだと思うんですけれども、そこに自分は全く共感するのか、それとも「いやいや、こういう事柄があるので、鑑みるとこうなんじゃないかな。」とか、多分、そこら辺で具体的な数字とリンクしてきていたと思います。

【司会者】

7番さん、いかがでしょうか。

【7番】

順番を微妙に前後させちゃっているかもしれないんですけれども、確か、執行猶予にできる年数より上になりそうか、下になりそうかみたいな話をグラフを見ながらやって、その上で、この相場がこんな感じでみたいな手順に則り、2段階みたいな感じだったので、決める時に要求されていた年数とかも参考にしつつ決めていたので、分かりやすかったし、目安にもなりました。

【司会者】

8番さん、いかがですか。

【8番】

上限参考ということで、話題になりました。それも、一つの話題としてちょうど議論になったところですよ。参考の上限ということで、議論の中で話をさせていただきました。

【司会者】

参考にする上限という位置付けの理解だったということですかね。よろしいですかね。

裁判官の方は、何かありますか。

【鈴木裁判官】

結構です。

【司会者】

そうしましたら、今日は、報道機関の方が傍聴されていると伺っていますが、何か質問はありますか。

【産経新聞記者】

裁判員裁判に皆さん参加されて、いろいろ自分の中で意見が生まれたりしたと思うんですけども、最終的に結果として出たものにちゃんと自分の意見が反映されたという実感はあるかどうか、あるいは、ちゃんと結果は出たけれども、自分としてはちょっとまだしこりが残っているとか思っているところがあって、反映されていない部分もあったかなという実感があるのか、ちょっと教えていただければと思います。

【司会者】

なかなか最終的な結論と自分の意見の相違みたいなものが評議の秘密にわたるところもありますので、議論した時間ですね、自分の意見が最終的に通ったかどうかは別としまして、十分な議論ができたかどうかという、そういう質問でいいですか。

【産経新聞記者】

大丈夫です。

【司会者】

もうちょっと評議の時間が欲しかったという、もちろん十分議論したんでしょうけれども、十分な議論をもうちょっとしたかったなとか、そういう思いのある方というのはいらっしゃいますか。もうお一人お一人は特に聞きませんので、何かまず、もうちょっと時間欲しかった、あってもよかったかなという感じの方、いらっしゃいますか。

これ自体は、私も、審理計画を立てる際に、評議の時間をどれぐらいとるかというので、参考にはなります。逆に、長過ぎたというのでもいいんですけれども、何かありますか。

少なくとも議論は十分に尽くせたかなという印象をお持ちだということによろしいですかね。回答がなかったんですけれども、よろしいですか。

【産経新聞記者】

いえ、大丈夫です。

【司会者】

そうしましたら、時間も迫ってきましたが、最後に、せつかくの機会ですので、皆さんに、これから裁判員、補充裁判員になられる方へのメッセージということで、改善点も含めて、おっしゃっていただければと思います。

自己紹介は、1番さんからお願いしたので、逆に、8番さんからお願いしたいと思います。

【8番】

貴重な体験をさせてもらったんですけれども、感じたことは、人権という言葉が、きっと今の日本の中で叫ばれてやっているんで、それだけでも、果たしてそれでよいのだろうかという疑問点も私はあると感じました。

その一つの要因というのは何かというと、責任というんですかね。ほかの回は、そういうことがなかったと思うんですけれども、こういうのがありました。「すぐ審議の必要は、しなくてもいいんじゃないですか。」という声だったんです。「いや、それはおかしい。」って、最初の第一問目が、まずそこからスタートしたんで

す。そうじゃなくて、弁護人の主張のこと、そして、検察の方、いろんなことを審議していく中で、やっていくものじゃないのかってことで。最初のスタートが雰囲気の良い中でやったんですけれども、裁判長が女の方で、すごくリーダーシップをとって、裁判員の人の考えを一つ一つうまく引き出したわけです。裁判長のリーダーシップと、あと、危機管理というの、一つ大切な一面を持っているんじゃないかなと。私の知り合いも、チームワークがすごく良かったって。終わった後にも、こうやって握手して帰ったという人もいますけれども、一方では、大丈夫かな、議論するのが嫌だって人が中に入っていて、本当にこの制度っていうのは大丈夫なのかなということです。それと、オリエンテーションの充実っていうんですかね、私たちは、すぐ部屋に呼ばれて、別室に入って説明を受けて、そして誓約書を書いて話をしました。その上で、やっぱりオリエンテーションというのは、もっと深いものというか、あなたたちのやっていることはこういうことなんですよ、こういうものもありますよ、でもこういうことがあったならば、辞退してくださいよとか、そういうものを深く考えてやっていくということも必要じゃないかなということです。

もう一つは、すばらしいこういう裁判員制度が、制度の最初の時は、ものすごくメディアに大きくうたわれ、放送されたんですけれども、今はものすごい下火になっている。千葉県では、事件が非常に多くなって、裁判員に当たる確率が非常に高くなっているし、やっぱり身近な人たちも、こうやって通知が来たという話を聞きます。ですので、やっぱりこの四日間、今、記者の人の話の中にあっただんですけれども、日程的には私たちは本当に集中できて審議して、終わった後、充実感というのを誰もがきつと味わったと思います。やっぱりこの制度ってすばらしいなって思ったんですけれども、その中でメリットもあるけれども、課題というんですかね、私たちは、正直言って、これ1回きりで終わりなんですよね。2回やる人もいるかも分からないけれども、1回で終わって、自己評価して、次の裁判への参加ってないんですよね。だから、私たちは素人でアマチュアで来て、こうやってやる中で非常にいろいろな問題の中からこうやって当たっていくわけだし、裁判官、検察官た

ちは、いろんな事例を見ているから、専門用語だとかいろんなものが出て、「ああ、こういうふうだろう。」って簡単に理解できるものが、私たちには理解できないと。そういう中で、その辺の一つのビデオだとか本だとかいろんな冊子をくれて、非常に私はためになりまして、非常に参考になりました。だけれども、その中でもう一つ、もう一步踏み込んで、オリエンテーションの充実というものをやっていただけだと、裁判員の方も二日目からすごく好スタートができるんじゃないかと、こう感じました。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

7番さん、いかがでしょうか。

【7番】

私、しゃべるまでちょっと時間掛かる方なんですけれども、そういう人が裁判員になっても、裁判官の方は、結構何でも、公判へちゃんと自分の意見を反映するように努力してくださるし、検察官と弁護人の方もちゃんと説明しようという立場で説明してくださるので、すごく分かりやすいので、気負わず参加して、ちょっとでいいから何か思ったことがあったら、意見を言えればいいんじゃないかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

じゃ、6番さん、いかがですか。

【6番】

先ほどの話にもありましたとおり、最初の裁判員を選定する時のフィルターといえますか、万人平等で誰に当たるか分からないというところが、ちょっと無理があるのかなというふうに思います。条件をもうちょっと増やすなりして、適性をもうちょっと絞り込むというか、精度を高めるといえますか、そういう形にもう一段階、最終的にはどんどん上げていけばいいと思うんです。みんな等しくというのが、最初にまず改善するべき点ではなかろうかというのが、僕の意見です。次回に指名が

行く、これから裁判員をやられる方に、何ていう意見を言ってあげたらいいのか、ちょっと僕自身にはないんですけども、やりたい、是非やってみたいと思う人たちに対しては、是非、その市民感情をぶつけるなり、自分に置き換えて物を考えるなりして、参加されることをお勧めします。そういう感じですかね。

【司会者】

ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

【5番】

僕が初めて裁判というものに携わってみて、司法とかについて考える良い機会になったのではないかなというふうに思っています。

今後、選ばれる方に関しましては、恐らく個人的な会社ですとか、家事ですとか、プライベートですとか、いろいろ負担感というのは、それぞれだと思えるんですけども、もし選ばれましたら、かなり貴重な経験だと自分では思っていますので、前向きにやってほしいなというふうに思います。

【司会者】

ありがとうございます。

4番さん、いかがでしょうか。

【4番】

この制度自体は、すごく良いことだと思います。最初にやっぱり通知が来た時は、自分が人の人生を左右する判決というか、携わっていいものだろうかというのがすごく疑問にあったんですけども、裁判官さんたちが、やっている中では、いろんなことをかみ砕いて導いてくれたので、参加してすごくためにもなったし、良かったと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

3番さん、いかがでしょうか。

【3番】

私も、結果としては、今回みんなの意見の中でも経験してよかったというところがありました。いろんな年齢の方がいらしたので、いろんな意見が出たので、逆に、私は、決まり切った方向に行かなかったの、そこを話し合う上では良い制度ではないかと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

2番さん、お願いします。

【2番】

私の周りには、裁判員をやったという人も、通知が来たという人もいなかったの、当初は戸惑いましたけれども、やってみて一番感じたことは、テレビで見る、黒いのを着て、堅いイメージしかない裁判官の方が、裁判員裁判の中ではすごくフレンドリーで、すごく接しやすかったり、十分に人間性が垣間見られるところがあったり、そういうところも見られて、あと、普段、弁護士さんとか検察官の方とは接することも全くないですし、そういう方と少しでも接しられたことも貴重なものでした。それで、素人なので恥ずかしいんですけども、本当に執行猶予の意味も分からなくて、私と一緒にやった裁判員の方で、やっぱり懲役と執行猶予の差すら分からない人が、私以外にもいたんですけども、裁判員をやらせてもらった後として、本当に低レベルなんですけれども、ニュースにも関心を持つようになりましたし、新聞もきちんと読むように心掛けができて、本当にやらせてもらってよかったなと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

じゃ、最後になりましたけれども、1番さん、お願いします。

【1番】

私は、初め、この制度を知った時は、この制度を悪用した犯罪とか、ビジネスが

増えるんじゃないかと思って、否定的に捉えていたんですけども、参加してみて、思ったよりすごく勤勉な人が多くて、例えば、私が20分ぐらい前に行っても、もう先に到着して議論を交わしている人たちがいて、とても刺激を受けて、みんなと一緒に最後まで頑張ろうって思いました。

これから裁判員に選ばれる方には、とても良い経験になるので、最後まで誠実に取り組んでほしいと思います。

【司会者】

皆さんどうもありがとうございました。

ちょっと司会の不手際で時間もオーバーしてしまいましたので、おっしゃりたいことはまだいっぱいあるかもしれませんが、今日の意見交換会は以上とさせていただきます。

貴重な御意見を頂きましたので、ここに出席しています法律家、私も含めてですけども、また今後もよい実務を築く上で参考にさせていただきたいと思います。

今日は、本当にお忙しい中、長時間、裁判所にお越しいただき、どうもありがとうございました。